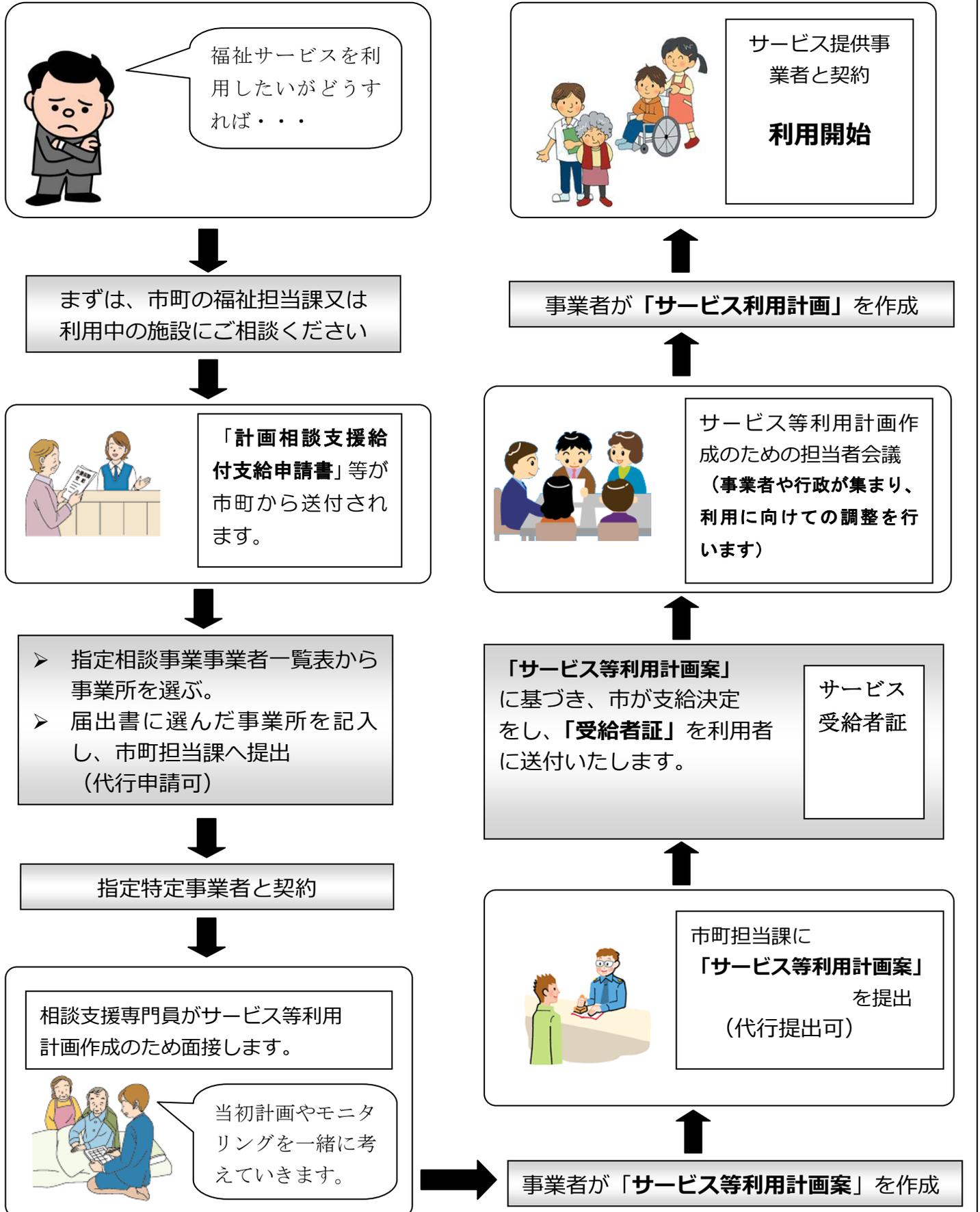


福祉サービス利用の手続きが変わります

みなさまにより良いサービスを提供するため、平成24年4月に障害者自立支援法が改正されました。この改正により、従来の福祉サービスを利用する際は「相談支援専門員」がみなさまに必要なサービスを考え「サービス等利用計画」を作成することになりました。



サービス等利用計画とは？

- 障害福祉サービスを利用するために必要な計画です。
(相談支援事業所からの計画書がないと支給決定ができません。)
- 平成24年度からサービス(介護・訓練)を利用する全員が対象となります。
- 計画に基づきサービス支給決定を行います。
- 適切な支援を継続するために定期的に計画の見直し(モニタリング)を実施いたします。
- 支給量やモニタリングの時期については相談支援専門員が計画し、サービス担当者会議で決定いたします。

サービス等利用計画を作るのに費用はかかりますか？

- 計画相談支援給付費は市町が支払いますので利用者負担はありません。

サービス等利用計画は誰がつくりですか？

- 各市町に登録された指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が、利用者にあったサービス利用計画書を作成いたします。

サービス等利用計画はいつから作るのか？

- 平成25年1月からサービス利用計画書の作成をお願いします。
- 平成27年4月までにはサービス利用者全員が計画書を作成することになります。

問い合わせ：各市町村の相談支援窓口へお問い合わせください